

中の村自治会 防災分科会 (第3回)

日時：R7年3月6日(木) 19時～20時10分

場所：川地コミュニティ図書室

出席者(敬称略)：

専門委員：玉岡秀利(座長、防災学識経験者)、角谷浩規(ぬくもり施設長)

深水美樹(民生委員)、森田健二(防災士)、中田猛(情報)

自治会役員：長岡憲治(副会長)、川本正勝(事務局長)、

末國富雄(分科会事務局)

事務局：(資料の内容と修正点を説明) 中田さんが今回から専門委員に加わってもらった。資料1は2ページ、資料2は4ページ、資料3は7ページ、資料4は9ページ、資料5は16ページ、資料6は17ページ、参考資料1は18ページ、参考資料2は20ページにある。

今後の予定になるが、次回は10月の中旬で、5月ぐらいに危機管理課に出前講座をやってもらおう。それから常会長さんが代わるから、新しい体制になったところで6月ぐらいにレク付き常会を開いてもらって玉岡座長に説明してもらおう段取りです。それ以外の活動は特にないので、各委員さんは担当分野の調査などを行ってもらえればと思います。今回は特に森田さんの自主防災のことが大きな話になると思います。それでは資料1の担当のところを順に説明してもらったら良いと思います。

1 はじめに、2 志和地の洪水について

事務局： 1の説明はありません。2の中の上志和地排水機場の能力について、参考資料1にH25年に当時の危機管理課と話をした経緯を出しておきました。危機管理課の課長さん、連合自治会会長さんが出てもらって常会側とかなり詳しい内容の情報提供があって話をしました。この時は、何とエンジンが壊れたから止まって1ヶ月ぐらい動かなかった。現在、この排水機場を整備している訳ですが、その必要性や効果について地元で説明がないので、これを知りたいと危機管理課には既に申し入れしてあります。私の説明はとりあえず以上です。

3-1 防災意識の向上対策について

玉岡座長： 防災意識の向上を目指してどう取り組むかということですが、それぞれの意識を高めるためには、個人のタイムライン(各自の避難計画)的なものを意識していただければおのずと出てくるのではないかと。危機管理課の出前講座という形で意識づけのきっかけを作っていけたらと考えています。5月～6月の間に開催する計画ですが、それと別に各常会を回って話をするときには、3-5の個別タイムラインとまとめて説明をさせていただくことになるかも知れません。個別タイムラインについては、国土交通省とか県とかのホームページにいろいろ書かれています。基本的な内容は国土交通省と県ではほとんど同じなのですが、どれが分かりやすいのかなどについて検討したいと考えています。

3-2 個人や各戸での備え

森田委員： 非常持ち出しは対象者によって違う。高齢者また子供さんがいて働いているとか、男と女性でもまた違う。それはチェックしてもらえれば良い。また避難に関しては、それぞれの家庭でマイ・タイムラインを作っていただいて、いつどういう状況になったら避難するか、それにお互いに連絡先をきちっとしておく。避難するときには、「避難する」というのを誰に言うか。常会長か防災委員かを決めて、バタバタすることのないよう連絡体制だけはきちっとしていただきたい。その次は、どこへ避難するか、安全な避難経路はどこかということ家族でしっかり話し合っていたいただきたい。要支援者については民生委員さんとの連携の中でやってもらうことになるので、我々の方にそういうデータはないが、田舎では近所の人は分かるので連携して対応してもらえればと思う。

3-3 避難要支援者とその家族

角谷委員： 私の方からは避難要支援者に関する支援ということで資料を出させてもらった。

(以下、資料-2について)

接し方とか支援の方法というのは、ここに書ききれないほどあるが、一般的なものを出した。高齢者の方でも一人暮らしの方とか寝たきりの方とかで対応方法が変わっていく。一般の方でも視覚障害のある方とか聴覚障害のある方、中には足が不自由といった障害がある方や透析をされている方とか、内部の見えないところの障害があったりする。それらを把握しつつ、どういう形で対応していくかを、情報に基づいて担当の方が携わっていくのが一番良いと思っています。

あと難しいのはやはり知的障害のある方とか精神障害のある方で、家族の方とか知識がある方の協力を得ないとちょっと難しい。そういうときには体育館ではなく、福祉避難所を使って個室スペースが使えるようにする。そういった住み分けというのが大切なのかなと思っています。この資料を参考にさせていただいて、今後の計画に生かしていただければと思います。以上です。

3-4 自治会での準備

事務局： 自治会の件は、本日の議題の2番とリンクします。「自治会は何をするのか」という話は、自治会にどういう連絡があるのかということが発端になるが、そこについては後で2番と一緒に検討したいと思います。

3-5の個別タイムラインは、玉岡さん説明されたので、中田さん、洪水警報発令時の対応で情報面からお願いします。

4 洪水警報発令時の対応

追加資料（事務局がメール送付に気付かず会議に提出できなかった）を参照

中田委員： 今回から情報担当の委員として参加します。よろしく申し上げます。情報伝達収集に関して3つ提案させていただきます。

まず1点目、スマホを利用した防災グループLINEを構築してはどうかという提案です。これは情報の発信と収集の両方できます。理由の1つ目は、情報を受け取る側からは、住民の多くが携帯端末を常に携帯しており、停電時でも電池がなくなるまでは瞬時に情報を受け止める情報インフラです。また発信する側からは、例えば瓦礫に埋まってしまったときにTwitterで助かったという話がある。大きな災害の時に市の緊急車両が間に合

うのかという点で、中の村全部で80世帯に瞬時に連絡取れるグループLINEでそういう発信ができれば助かる確率が多少でも上がるのではないかと。

理由の2つ目は、本人である高齢者さんとかがスマホを所持してなくても、その方の子供や孫さんが身近におられれば、災害情報が出た時に伝達することが可能な手段だと思えます。理由の3つ目は、例えば板木川が氾濫しているという情報をリアルタイムに文字、画像、動画で瞬時に中の村の住民に伝えることが可能です。それによって住民の自主的な避難を促す要因になることが考えられます。ただし愉快犯みみたいなイタズラ対策として、発信する側に一定のルール、例えば常会名とフルネームを頭に付けるなどの対策が必要かもしれません。理由の4つ目は、市の災害担当者が直接このグループLINEに情報提供できるような仕組みを作れば、市の情報が80世帯に瞬時に伝わるということが可能です。これは交渉ごとになるのでしょうか。

大坪常会では、ブログと役員の方がメールを使うほかに常会内グループLINEが構築されていてすごく役に立っている。先般の例大祭のときにも、朝雨が降っていて作業を中止しようというのが瞬時に繋がった。また、常会長の立場から、仕事を終えて帰宅したあとこれを全世帯に今日中に伝える必要があり、LINEで伝えてLINEお持ちでない方には電話2本するだけで終わりました。

グループLINEを構築するのは、1つはブログにマニュアルとQRコード掲載することで、QRコードを読んだら簡単にグループに入れます。もう1つは、自治会通信にも同じように掲載して参加してもらう。最後は、レク付き常会でグループLINEを構築する趣旨を説明した上でQRコードを読んでもらえれば参加できることとなります。もちろん、拒否される方はやむを得ないし強制ではありません。これを進めていこうかと思うんですけど皆さんいかがでしょうか？

数名： いいと思いますけど。

玉岡座長： 初めには触れなかったが、レク付き常会やマイ（個別）タイムラインにも関係するが、市役所からの災害情報や避難とかの情報が、連合自治会や単位自治会にどういう形で入ってきて流れてくるかということがはっきりしていない。市と話したときに確認させてもらったが明確になってない。市から連合自治会、連合自治会から単位自治会、単位自治会から一斉発信あるいは常会長経由で発信っていう仕組みはあるとしても、どこかが起点になる必要がある。基本は自助なんで、災害に対しては自助で（避難を）頑張ってください、落ちこぼれ（避難漏れ）がないよう共助でサポートしますという体制を組もうとしている。自助ということで自分で防災情報を取ろうとすると、三次市の防災サイトもあるし県の防災Web、国土交通省もある。アクセス先を列記して提供するとしても、基本はこれというのを提示する必要があると思う。そのためには有効なツールになる。

中田委員： LINEがPDF（文書）を掲載できます。大量にデータがあるなら中の村ブログに上げておいて、「こういうのを上げましたので皆さん見てください」とやるだけでずいぶん違うとは思いますが。大坪は今そうしています。そんなに難しいことではないと思います。

玉岡座長： 皆さんがそういう活動の方が運用しやすいということであれば、それを基本的な形としてマニュアルの中に記載できる。レク付き常会の中で、こういう情報の取り方で基本

はやっていきませんかという形で進めることができると思っています。

中田委員： ありがとうございます。次に提案の2点目です。ブログ上でアンケートが実施できます。スマホで投票できますし結果も見れます。大坪常会では既に行っております。対面だったり大人数では躊躇するような内容のことも匿名だったら、正直な本音が聞けるんじゃないか。複数の回答をリアルタイムで見られることもできます。これ皆さんいかがですか。

事務局： このあいだ常会で使ったんですよ、祭りのお金が足りないのどうしますかというアンケート。常会から出すか、どっかから持ってくるかって聞いたら、皆さんどっかから持ってくる方に丸をした。だから結構有効で匿名で投票できる。

中田委員： 投票者は特定できないです。同じ端末では1回しか投票できないです。

深水委員： いいと思うんですけど、案外使わない人もいる。LINEすら入れられない人もいるし、LINEしたらすごくお金がかかってしまうと思って触らない人もいるので、たぶん若い人がいる家だとできると思うが、高齢の方で2人暮らしや1人暮らしの方は使えないかもしれない。それで偏りが出る可能性はありますよね。

中田委員： 大坪常会では、高齢者の方にマニュアルを作りました。練習に「朝食何食べますか」みたいな質問で使い方をやってもらう。ですから、中村も最初に朝食みたいな簡単な軽いネタで使い方を、まずは生覚えてもらって、それから後日、

川本事務局長： だいたい7割～8割以上ぐらいが入られると良いのだが、中所常会は5割なんです。若い人が増えてくれば上がると思うが。

事務局： 大坪のアンケートも、12人見ていて投票したのは6人で、見て何もしない人は結構いると思います。

川本事務局長： 大体何割ぐらいができると使えるかといった目印が欲しい。いろいろなことで使えるから非常にいいんだが。

中田委員： 提案の3点目です。これは板木川の上流へ河川カメラを設置してはいかがですかということです。落合橋の情報は結果であって、もっと早い段階の情報を視覚的に得るのが目的です。組織的に動いているのであれば、市や県に対する要望を出していく時に、住民の署名が必要ですよということになっても、例えばレク付き常会の時に署名を集めることも可能かと思う。こういう成功事例を1回作っておけば、県や市に対して、何かこの地域でこういうものが欲しいなっていうときに前回こうだったからこの人に言ってみようとか、将来的にも役に立つと思う。板木川へのカメラというのは私の発想なので、他に何かあれば、せっかく組織だってやっているのという話です。こういうことをやった方がいいかなというので、これいかがでしょうか？

角谷委員： それはライブカメラで？

中田委員： 今の中村ブログにも落合橋とか江の川周辺のカメラにリンクを張っているが、落合橋ではもう遅いかなと、もっと早い段階の上流に、上流の鬼が城辺りで水位が見れるんですけど、カメラで“これまずいな”っていうのを見た方がいいかなと思うんです。

森田委員： 今の国交省のカメラでは夜は暗くて見えない。去年だったか国交省から来た人に赤外線カメラにしてくれるよう要望はした。

深水委員： カメラを置いてもらったらいいなと思っていた。家でペットカメラを付けていて、夜でも案外見れる。だから案外に安くできるんじゃないかと思っている。

中田委員： 市に許可をもらって、こっちでカメラを用意して、ネットワークは高くないのでブログ上でいつも状況を見れるようにすることは不可能ではないですね。

深水委員： （スマホを示して）これで見てるんです。案外夜でも見える。3千円ぐらいと安いんですけど、3千円のもこれでだけ見えるんだったら、ちょっと出せば案外見えるんじゃないかなと思う。さっきのLINEでもそうですけど、川の水は、音はすごくても家からは見えないので、誰かが川の水の様子でも撮ってくれてLINEに流してくれたら、“こんなに多いから逃げよう”とかもできる。そういうカメラがもしもあれば、それを時々見れば“こんなに増えているから逃げよう”とかになるかも知れないと思う。

中田委員： 私からは以上です。

4-2 避難指示への対応

深水委員： 私は、まだちょっと先かなと思っています。まずはレク付き常会に参加させていただいて情報収集してからかなと思っています。レク付き常会の日程を教えていただければと思います。あと民生委員の会議でも、避難者の書類を出せということが出てきたりしている。でも何をすればいいか、何を求められているのかが分からないとかがある。この前、コミュニティセンターに呼ばれて地域のいろんなことを聞かれたが、何をすれば良いのかが不明で、あちこちで色んなことをしているけれど、何かを一緒にするという訳でもなくバラバラな感じがして、どうなっているのかよく分からない。民生委員の会議が今度の月曜日にあって危機管理課から来ていただくことになっている。これは何を求められているのかを聞く予定ではあります。まずはレク付き常会に出たから考えたいと思うんです。

玉岡座長： 住谷さんところも関わってると思うが、（資料を示して）こういうものを市の方からもらっていますか。民生委員さんにも渡っていますか。

深水委員： それは自分たちが作るものではないと言われている。その辺もちょっと分からない。この前はこういう紙（調書）を出してくださいみたいに言われたので、それが今回どういうところまで求められているのか、どういうふうに言えばいいのかっていうのをお聞

きしようというところです。

角谷委員： これは介護施設を使っておられる方のケアマネージャーさん宛に名簿が行く。その中で家族が望むとか、それを作ってほしいというところで作っていくものです。それと民生委員さんが持っている様式がまたいろいろあったりする。

玉岡座長： 私もつい最近、市のホームページにアクセスしたら出てきたのですが三次市のホームページに入っただくと防災があると思います。避難行動要支援者というようなことを入力してもらって避難行動要支援者個別避難計画作成マニュアルっていうのが出てきます。

大量なページなんで、読んでも、なかなか要領を把握しきれてないんですが、私達が狙ってるものよりも狭義の部分で先ほど角谷さんが言われたように、サービスを提供する事業者さんはケアマネージャーさんかどなたかがこれを作ってあげてねっていう話で多分動いてるんだろうと思うんですよ。こういうものを作成するにあたって、さっき深水さんがどうなんですかねって言われた内容についても若干触れられていて、町中で顔見知りの方が居ないような地域における構築パターンと、ある程度お互いの顔が見える地域パターンが国から出ています。ここらでいうとお互いの顔が見える地域パターンになるんですけども、それで関係事業者が連携をして、地域の連絡の協議会的なものを構築して調整を取りながら進めたらスムーズにいきますよっていうのを、国も指針として示しています。市役所がどういう取り組み方をされているのか、この間も行って話は聞いたんだけど明確に答えてくれなかったんで、お互いにどういう話が出るのか手探り状態だったんで、私はここに資料として出してないんですが、そういうふうな形でいま深水さんがお考えになっているように、それぞれに対して、これをお願いというのがもし来るとなれば、それを地域連携の中で、解決していくような組織作りをした方が取り組みやすいんじゃないかと思います。本来これは、どっちかいうと、連合自治会のレベルで取り組まないといけない状況だと思うんですが、現状をみると、単位自治会の中で、形にこだわらず、そういったような情報交換の場を作って、その中で進めていけたらっていうのが現実味があると思っています。誰がその計画を立てないといけない。どうのこうのっていうと、なかなか国の方針とかです、市の考え方とかいうのもいろいろありますんで、何とも言いづらいんですが、国や市のものに当てはまる形じゃなくて、その地域のものとして、例えばマニュアルの中にも要介護3以上の方はこうですよっていう帳票があるんですが、これに準じた柔軟な形で整理ができたなら、要支援者さんに対して、かなり安心していただけるサポート体制ができるんじゃないだろうかという思いはしておるところです。もしご賛同いただけるようであればですね、単位自治会さんとも調整しながら、義務という形じゃなくて、連絡調整の場としてのそういうものを作っていった方が楽なんじゃないっていう思いはしております。

事務局： 20ページ以降に危機管理課がくれた資料を付けています。要支援者の個票作りから一式あります。

玉岡座長： 20ページから、参考資料の2ですかね。ここにある程度のこととか様式とかいうのは載ってます。先ほど言いましたように、私の情報は開示しないでねというような方はこ

ういう様式でやりますとかですね、あるいは逆に、要介護度3未満であっても、支援を必要としますということで市長に申請して特別に認められた方っていうのはまた別でその申請用紙とかですねいろんなもんが条例まで含めてホームページでは載っております。皆さんの方でご確認いただければ一番ありがたいんですが、そういう意味で特に要支援者については地域レクの中でもですね、一番踏み込んでできたらなという思いです。一般の方ではですね、ある程度避難に対しては容易に行動しやすいんで、マイ・タイムラインとかいうのもですね、さっと自分で決めたことで自分で動けば終わることなんですが、要支援者の方についてはですね、自分で決めても行動できない、あるいは支援者との調整も出てきますので、そういう形でですね、第一義的には、避難行動要支援者の方を意識啓発というか、そういう思いがあっていただいて、そのための受け皿を作っていくという地域レクになったら一番いいなというふうには思っております。こういう考え方でいかがでしょうか。

事務局： 要支援者の方っていうのは数から言えば圧倒的に少数なんで、その対応は必要なんですが、それにばかり引っ張られると、本来のことが私はちょっと心配になってくる。例えば避難場所ってあってテントが置いてありますよね。要するに、自分で避難する人たちをまずターゲットにする。もちろん要支援者っていうのは、本当に被害を受ける可能性があるんでそれはもちろん忘れちゃいかんのだけど、圧倒的に多いのは、例えば大きなね、災害が来たときに、皆さん逃げないといけないので、そこへの対応をきちっとやっておいて、それから要避難者も大事ですよっていう話だと思う。

森田委員： 要支援者は俗に災害弱者としてね、そういう人を対象にするにしても、さっき玉岡さんが言われたように市街地とはまた違うからわかりやすいんだけど、ただ常会内でこの人は要支援の方だからと、元気な人がおられれば夜か昼に分けてね特に気を付けてくれということをお願いしておくのは良いことだと思う。誰かがやるだろうと皆逃げてしまうと取り残されてしまいます。民生委員さん1人で全部手配するのも大変だから、そういうふうに細かく配慮してもらって、その担当者の方がここは手に負えないからちょっと助けてくれと言う声が出たときには、また誰かが行こうとかいうような形でいいと思う。

5 避難行動

森田委員： 5-2について、徒歩で避難するのが原則なんだけど、田舎ではどうしても避難先が遠いうのもあって、家族で逃げるときには、兵庫県佐用町では歩いていて流されたという事例もあったんで、いろんな配慮するためにもやはり車でというのは仕方ないと思うんです。また、ペットとかも避難するようになると思うが、ペットを飼っている人は大型犬は別だが小さいペットではケージで飼う癖を付けておいてくれと云われている。避難所で一緒にするわけにはいかない。それと、避難するときには盗難の問題が出てくるので、必ず戸締りをする。それと電気のブレーカーを落として逃げてくれと云われている。そういう呼びかけはしてもらいたい。それから避難場所で“食べ物は無いか”ということがないように。せめて自分の食い扶持だけはキャンプ行くぐらいのつもりで持って行ってくださいという風にしないと。ただ、長期にわたる場合は仕方ない。

6 災害発生時の自治会の役割

事務局： これは自治会の話なのでここではパスします。

7 災害後の自治会等の対応

事務局： 危機管理課との話を7ページの資料に少し載せています。後で目を通していただければと思います。

川地自主防災連合会と連合自治会、単位自治会と自主防災会の関係

事務局： 資料は9ページです。ちょっと困っている。森田さんがおられるのでご意見をいただきたいと思う。危機管理課では、連絡の相手先は自主防災会だと言っています。自主防災の組織は、中の村自主防災会が15ページで、自主防災連合会が13ページにあります。ところが中の村自主防災は、実態がなく会則も多分ないし役員も決められていない。他の自主防災会、例えば上川立自主防災会は、上川立自治会が総会をやった時に自主防災会の総会もセットでやっている。中の村ではそれもやっていない。したがって、危機管理課が避難情報を自主防災会に出したとしても自治会には話が来ない。もう1つは自治会の会則の中に防災活動をすることが、連合自治会も中の村自治会も両方とも書いてないです。だから自治会は、書いてないから組織的には動けない。その辺で今までどうだったんですか。

森田委員： 連合自治会と自主防災連合会は別々の組織です。役員が兼任していてトップも一緒だからゴッチャになりやすい。

以下は、レコーダーのメモリが一杯になって自動停止したので記録なし。

記録時間は45分で会議は20:10終了なので、約25分間の記録がない。事務局は、会議終了前に停止に気付いたが、各委員の発言メモを取ることができなかった。申し訳ありません。

ただ、内容は組織の在り方の問題なので、連合自治会には問題を指摘するとともに、中の村自治会に対しては、事務局が自治会役員でもあるので対応したいと考えています。

具体的には、防災は自治会の主要な活動の1つであるので、R8年4月総会での会則改正を計画しています。内容については、今後詰めていきたいと考えています。

連合自治会への照会事項

資料-6として17ページに掲載した件について、玉岡座長から「連合自治会への照会事項への回答」として連合自治会長から回答があったと3月21日に資料提供がありました。会議資料と併せて掲載しておきます。

内容的には、連合自治会側の事実誤認や理解不足が表れています。この点は、資料を受けった時に玉岡座長も指摘されています。

(以上)